

重要事項説明書

(通所介護/通所型独自サービス) 令和 7年 11月 改定

1 事業所の概要

○事業所名	横浜市根岸地域ケアプラザ
○所在地	〒235－0002横浜市磯子区馬場町1－42
○事業所	指定番号 神奈川県第1470700038号
○管理者・連絡先	向井行浩・電話:045－751－4801
○サービス提供地域	※別表のとおり

2 事業所の従業員体制

(計27名)

職 種	従事するサービス内容等	人 員
管 理 者	管理者は、業務の管理を一元的に行ないます。	1名(常勤兼務)
生活相談員	生活相談員は、利用者やその家族からの相談に応じるとともに、利用の申し込みにかかる調整、通所介護サービス計画の作成そのほか必要な記録・文書等の作成を行います。また、必要に応じて利用者への説明を行います。	3名 (常勤兼務)
看護職	看護職は、利用者の健康状態を把握するとともに看護的な立場から基礎的な機能回復訓練等の指導等を行います。また、看護にかかわる記録を保管し、必要に応じて説明をいたします。	2名(常勤 1名、 非常勤 1名)
介護従事者	介護職員は、入浴・食事・排泄・更衣・移動などを行うとともに送迎サービスにも携わります。また、日常生活のなかのリハビリテーションとしてデイプログラムを企画し提供いたします。	3名(常勤兼務) 4名(非常勤兼務)
調理員	施設内厨房における調理・配膳・献立や器材の研究など、食事サービスの提供をいたします。	4名(非常勤)

3 業務日および業務時間

業務日および休業・休館日	業 務 時 間
○ 月～土曜日 ○ 12月29, 30, 31日年末休館日 ○ 1月 1, 2, 3日年始休館日 ○ 職員研修及び施設清掃・点検にあたる日(不定期)	○ 午前9:00～午後5:30まで ただし、通常の送迎業務を除く介護サービス自体の提供時間は、午前10:00より午後4:00までです。
○ 荒天等運営に危険が伴うと判断した場合	

4 提供するサービス内容

- (1) 通所介護サービス
- (2) 通所計画の作成
- (3) 生活指導および相談
- (4) 基礎的な機能訓練(日常動作訓練)
- (5) 介護サービス(身体介護・食事・移動・排泄・入浴場面などの介助、見守など)
- (6) 健康状態の観察・確認・利用者あるいは利用者家族への助言および記録
- (7) 送迎
- (8) 食事
- (9) 入浴

5 当事業所における運営方針

当事業所におけるサービス提供方針は次のとおりです。

- (1) 利用者が自立した日常生活を営むことおよび利用者の家族の負担を軽減することを目標に、利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じて、通所介護サービスを提供します。
- (2) 通所介護サービス計画及び介護予防通所介護サービス計画の作成にあたっては、利用者の意思を尊重し、心身の状況その置かれている環境に応じて、利用者が自立した日常生活を営むことができることを目標とします。また、送迎や介助方法の検討のため等、必要に応じて利用者の家庭等を訪問の上、状況調査を行います。
- (3) 事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体等との連携を図り、偏りのないサービス提供の調整に努め、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態になることへの予防に資するように充分配慮いたします。
- (4) 事業者は、通所介護サービス従事者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおりもうけるものとし、あわせてサービス提供のための体制を整備します。

ア. 採用時研修 採用後6カ月以内 イ. 定期研修 年1回以上

(5)事業の目的

社会福祉法人訪問の家が開設する横浜市根岸地域ケアプラザデイサービス(以下、「事業所」という。)が行う通所介護事業、介護予防通所介護事業及び第1号通所事業(横浜市通所介護相当サービス)(以下、「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者、要支援者又は事業対象者(以下、「要介護者等」という。)に対し、事業所の生活相談員及び機能訓練指導員、看護師、准看護師等の看護職員、介護職員(以下「従事者」という。)が当該事業所において排泄、食事等の介護、入浴の介助、その他日常生活上の世話又は支援、機能訓練等の適切な通所介護、介護予防通所介護及び第1号通所サービス(横浜市通所介護相当サービス)(以下、「通所介護等」という。)を提供することを目的とする。

(6)事業の方針

事業の実施にあたっては、要介護者等となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話又は支援、機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

6 秘密保持

事業者およびそのすべてのサービス提供従事者は、業務上知り得た利用者および利用者の家族の秘密を保持します。

7 相談窓口・苦情対応

当通所介護サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

TEL番号	045-751-4801
FAX番号	045-751-4821
文書郵送	〒235-0002 横浜市磯子区馬場町1-42

担当者	相談担当者	清川 優子、善治 路子
責任者	所長	向井 行浩
その他	相談・苦情については、生活相談員・通所介護サービス担当者および管理者が対応します。不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情・相談記録表」を作成し生活相談員・通所介護サービス担当者および管理者に引き継ぎます。	

○その他、お住まいの区役所および神奈川県国民健康保険団体連合会においても苦情申出ができます。

磯子区役所	所在地	横浜市磯子区磯子3-5-1
	電話番号	045-750-2418
横浜市 はまふくコール(横浜市 苦情相談コールセンター)	所在地	横浜市中区本町6丁目30番地の 10 市庁舎16階
	電話番号 FAX	045-263-8084 045-550-3615
神奈川県国民健康保険団体連 合会(国 保 連)	所在地	横浜市西区楠町27-1
	電話番号	045-329-3447
	対応時間	月曜日から金曜日の9:00から17:00

8 急変時の対応について

サービス提供中に、ご利用者の体調の急変、悪化があった場合、主治医、その他の医療機関との連携、救急要請をする事があります。同時にご家族にお知らせをさせていただきます。

9 事故発生時の対応

- ① 事故が発生した際は状況を確認し利用者の安全を確保します。
- ② 看護スタッフが利用者の状態を確認し、応急の対応をします。
- ③ ご家族、掛かりつけの医療機関若しくは当施設の協力医に対応の助言を求めます。
- ④ 緊急での対応が必要と判断されるときには救急車の出動を要請します。
③ ④ は状況により順序が変わります。
- ⑤ 医療機関への受診支援(ご家族との引継ぎまで受診先での付き添いをします。)をします。
- ⑥ 事故報告の連絡先

横浜市健康福祉局 介護事業指導課	電話	045-671-2356	
磯子区役所福祉保健課 事業企画係	電話	045-750-2442	
法人本部	電話	045-894-4640	FAX 045-894-4647
日新火災海上保険	電話	045-461-2521	

10 災害時の対応

① 地震発生時の対応

・通所介護運営時間内

安全が確保されるまで施設内で待機する。必要に応じて防災頭巾を使用する。
津波が予測されるときは2階若しくは3階に避難する。
ご家族のある方は施設からご家族に連絡し、お迎えに来ていただく。
ご家族がない方や施設に来ることができない方は、ご自宅の安全を確認し送迎する。

・送迎時間

送迎車は安全が確認できるまでその場で停車し、ハザードランプを点滅させる。
送迎車は施設に電話で状況(利用者、同慮、車両の状況)を連絡する。
送迎車は安全が確認され次第施設に移動する。
ご家族のある方は施設からご家族に連絡し、お迎えに来ていただく。
ご家族がない方や施設に来ることができない方は、ご自宅の安全を確認し送迎する。

② 台風、積雪等荒天時の対応

荒天が予測される前日に利用予定の方に状況確認の電話を入れます。
当日の状況を確認の上通所介護の実施、休止を連絡します。
安否確認等が必要な方については個別に対応します。
担当ケアマネジャー、区福祉保健課等の関係機関等に通所介護のお休みを連絡します。

③ 自然災害時の業務継続計画(BCP)について

自然災害時の業務継続計画を別途作成しています。

業務継続計画に基づき、その状況と必要に応じたサービス提供を早期に再開できるように努めます。

業務継続計画に基づき、年2回以上の訓練を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

10-1 感染症等への対応について

① 地域で感染症の流行が認められるときや行政等からの情報により以下の対応を行います。

・朝の送迎時に検温を行います。

・ティールーム内での感染を予防するため、マスクの着用、机上でハーブアロマの使用、距離の確保を行います。
・ティールーム内感染の危険が高いと判断されるとき、行政からの指導がめつたときはサービスを休止します。

② 感染症による業務継続計画について

感染症による業務継続計画を別途作成しています。

業務継続計画に基づき、その状況と必要に応じたサービス提供を早期に再開できるように努めます。

業務継続計画に基づき、年2回以上の訓練を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

11 ハラスメント行為の対応

ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、

サービス中止や契約を解除することがあります。

[サービス利用にあたっての禁止事項について]

(1) 事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。

(2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。

12 併設サービスの概要

○サービス名	横浜市根岸地域ケアプラザ 居宅介護支援事業所
○所在地	横浜市磯子区馬場町1-42
○介護保険事業所番号	1400700038
○指定年月日	平成11年9月1日

○サービス名	横浜市根岸地域ケアプラザ 介護予防支援事業所
○所在地	横浜市磯子区馬場町1-42
○介護保険事業所番号	1470700025
○指定年月日	平成18年4月1日

13 運営法人の概要

○名称	社会福祉法人 訪問の家
○代表者	理事長 名里 晴美
○法人本部所在地・連絡先	横浜市栄区桂台中4番7号
○実施事業の概要	昭和60年12月法人設立 昭和61年 4月最初の事業所である「朋(とも)」開
	[障害福祉分野]⇒「朋」「朋第2」(重度重複障害福祉通所施設) 「径(みち)」「(重度障害福祉生活支援センター施設)＜栄区＞ 多機能拠点「郷」 「連(れん)」「(重度障害福祉生活支援センター施設)＜旭区＞ 「集」(重度知的障害福祉通所施設)＜磯子区＞ 地域福祉作業所「夢のパンや」(パン作り)「CAN」(缶回収)＜栄区＞ グループホーム「きゃんぱす」「どリーむはんず」「ふおーびーす」「からーず」「トポス」「コム」 「はいびすかす」「はびねす」＜栄区＞ 「アレグリア」「ひいらぎ」「オハナ」＜磯子区＞ 「さくら草」(訪問介護) 等 [医療分野]⇒「朋診療所」・「郷診療所」＜栄区＞ [高齢者福祉]⇒「横浜市根岸地域ケアプラザ」＜磯子区＞ 「横浜市桂台地域ケアプラザ」＜栄区＞
○事業所数	27ヶ所

14 第三者評価の状況

なし

ご利用料金表 （令和 6年6月改定） 1割負担

利用料の算出は以下の通りとなります。

報酬単位 × 地域単価 = 利用料総額 (小数点以下切捨てになります)

利用料総額 × 0.9 = 介護保険負担分 (小数点以下切捨てになります)

利用料総額 - 介護保険負担分 + 食費等実費負担分 = 利用者負担分となります

①介護度	要支援1(週1回利用)	要支援2(週2回利用)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
②報酬単価	1,798	3,621	584	689	796	901	1,008
③入浴加算	0	0	40	40	40	40	40
④認知症加算※	0	0	0	0	0	0	0
⑤サービス体制強化加算Ⅱ	72	144	18	18	18	18	18
⑥科学的介護推進体制加算／月							
処遇改善加算 Ⅰ	172	346	59	69	79	88	98
⑩総報酬単位(②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨)	2,042	4,111	701	816	933	1,047	1,164
⑪地域単価	10.72	10.72	10.72	10.72	10.72	10.72	10.72
⑫利用金額(円)(⑩×⑪)	21,890	44,069	7,514	8,747	10,001	11,223	12,478
⑬介護保険負担額(円)(⑫×0.9)	19,701	39,662	6,762	7,872	9,000	10,100	11,230
⑭利用者負担額(円)(⑫-⑬)	2,189	4,407	752	875	1,001	1,123	1,248

(1割負担の場合)

※ 要支援1, 2は1ヶ月、要介護1～5は1回あたりの費用となります。

※ 上記金額に食費1回当たり700円(おやつ代50円含む)と実費費用が加算されます。

※ 科学的介護推進体制加算は体制が取れ次第計上となります

※ 認知症加算は要件に該当した場合に算定します。

尚、実際の請求と料金表の合計とは小数点以下の処理から誤差が発生します。

【説明確認欄】

通所介護契約及び通所型独自サービスの締結にあたり、上記のとおり重要事項を説明・同意・配布いたしました。

居宅サービス事業者

所在地 横浜市磯子区馬場町1-42
 名称 横浜市根岸地域ケアプラザ
 説明者 _____ 印

上記のとおり重要事項の説明を受け、同意し交付を受けました。

利用者名 _____ 印
 ご家族
 代理人 _____ 印

横浜市根岸地域ケアプラザデイサービス

通所介護・第1号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）

運 営 規 程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人訪問の家が開設する横浜市根岸地域ケアプラザデイサービス（以下、「事業所」という。）が行う通所介護事業、介護予防通所介護事業及び第1号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者、要支援者又は事業対象者（以下、「要介護者等」という。）に対し、事業所の生活相談員及び機能訓練指導員、看護師、准看護師等の看護職員、介護職員（以下「従事者」という。）が当該事業所において排泄、食事等の介護、入浴の介助、その他日常生活上の世話又は支援、機能訓練等の適切な通所介護、介護予防通所介護及び第1号通所サービス（横浜市通所介護相当サービス）（以下、「通所介護等」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業の実施に当たっては、要介護者等となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話又は支援、機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

- 2 事業の実施に当たっては、要介護者等となることの予防又はその状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、他の介護予防サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 3 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- ① 名称 横浜市根岸地域ケアプラザ
- ② 所在地 横浜市磯子区馬場町1-42

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1 単位目

- ① 管理者 1名(常勤兼務)

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。

- ② 生活相談員 3名(常勤0名、常勤兼務3名)

生活相談員は、利用者及び家族からの相談を受けること、通所介護等の業務に従事するとともに、事業所に対する通所介護等の利用の申込に係る調整の補助、及び他の従事者と協力して通所介護計画、介護予防通所介護計画及び第1号通所サービス(横浜市通所介護相当サービス)計画書(以下、通所介護計画等)という。)の作成の補助等を行う。

- ③ 機能訓練指導員 2名(常勤兼務1名 非常勤兼務1名)

機能訓練指導員は、機能訓練計画の策定及び機能訓練の実施、従業者の指導に当たる。

- ④ 介護職員 7名(常勤兼務4名、非常勤兼務4名)

介護職員は、通所介護等の業務に当たる。

- ⑤ 看護職員 2名(常勤兼務1名 非常勤兼務1名)

看護職員は、健康管理の業務に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- ① 営業日 : 月曜日から土曜日までとし、祝日も営業する。
ただし、12月29日から1月3日を除く。

- ② 営業時間 : 8:30~17:30

- ③ サービス提供時間: 1単位目 10:00~16:00

※なお、送迎中の突発的な事故等により、施設への到着が遅れ、サービス提供開始時間が遅れてしまった場合には、サービス提供開始時間を遅らせ、遅れた時間分、サービス終了時間を延長し、6時間のサービス提供時間を確保するものとする。

(通所介護等の利用定員)

第6条 通所介護等の利用定員は通所介護と第1号通所サービス

(横浜市通所介護相当サービス)を合計して次のとおりとする。

1単位目 20名

(通所介護等の利用料)

第7条 通所介護等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣又は横浜市長が定める基準によるものとし、当該通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。詳細は料金表のとおりとする。

2 利用者の希望によるその他の費用

一 昼食代 700円(おやつ代50円を含む)

二 教養娯楽費 実費

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける。

4 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとの区分)について記載した領収書を交付する。

5 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通所介護等の内容及び提供方法)

第8条 通所介護等の内容は、次の通りとする。

一 日常生活上の世話及び支援

二 食事の提供

三 入浴

四 機能訓練

五 レクリエーション

六 健康チェック

七 送迎

八 相談

九 家族指導

2 通所介護等の提供方法は、次の通りとする。

一 事業所は、通所介護等の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従事者等の勤務体制その他の利用申込者のサービスに資する認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ることとする。また、説明に

- においては、懇切丁寧にを行うことを旨とし、利用者又はその家族に対して理解しやすいように説明を行う。
- 二 事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画等をサービスの提供に関わる従事者と共同して、個々の利用者ごとに作成する。
 - 三 前号の通所介護計画等において、既に居宅サービス計画又は介護予防サービス・支援計画（以下、「居宅サービス計画等」という）が作成されている場合には、当該計画に沿った通所介護計画等を作成する。
 - 四 管理者は通所介護計画等を作成した際には、利用者又はその家族にその内容を説明し、文書により同意を受け、交付する。
 - 五 事業所は、サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
 - 六 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の適切な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。
 - 七 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者又は地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。
 - 八 居宅サービス計画等、サービス担当者会議等の記録その他の通所介護等の提供に関する記録の保管方法については、利用者の人権やプライバシー保護の為、施錠できる書庫に整理して保管する。
 - 九 居宅サービス計画等の作成後においても、当該通所介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該通所介護計画等の変更を行う。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業実施地域については、次のとおりとする。

横浜市磯子区

馬場町、上町、坂下町、下町、東町、西町、原町、滝頭1丁目、滝頭2丁目、磯子1丁目、磯子8丁目、滝頭3丁目、丸山1丁目、丸山2丁目、久木町、中浜町、広地町

（衛生管理等）

第10条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。

2 事業所において感染症の発生、及び、まん延を防止するために必要な措置を

講ずる。

(緊急時等における対応方法)

第 11 条 事業所の職員は、利用者に対するサービスの提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

- 2 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第 12 条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は、火気・消防等についての責任者を定め、消火、通報及び避難の訓練を年 2 回以上定期的に行う。

(事故発生時の対応)

第 13 条]

- ① 事故が発生した際は状況を確認し利用者の安全を確保します。
- ② 看護スタッフが利用者の状態を確認し、応急の対応をします。
- ③ ご家族、掛かりつけの医療機関若しくは当施設の協力医に対応の助言を求めます。
- ④ 緊急での対応が必要と判断されるときには救急車の出動を要請し増す。
- ③ ④ は状況により順序が変わります。
- ⑤ 医療機関への受診支援(ご家族との引継ぎまで受診先での付き添いをします。)
- ⑥ 事故報告の連絡先

横浜市はまふくコール (横浜市苦情相談コールセンター)	電話 045-263-8084	FAX 045-550-3615
磯子区役所福祉保健課 事業企画係	電話 045-750-2443	FAX 045-750-2540
法人本部	電話 045-894-4640	FAX 045-894-4647
日新火災海上保険	電話 045-461-2521	FAX

(苦情に対する対応方針)

第 13 条 事業所は、自らが提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

- 2 事業所は、自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、

当該指導又は助言に従って行う。

(個人情報の保護)

第 14 条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 15 条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- ② 継続研修 年 3 回
- 2 従業員は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、通所介護等の提供に関する記録を整備し、保管する。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人訪問の家と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第 16 条 通所介護 入浴介助サービスの提供

- 1 利用者の健康保持と保清を目的として入浴介助サービスを提供する。
- 2 利用者及び家族から健康状態等の情報とケアプラザでの健康チェック等により体調や身体機能に応じた入浴サービスを提供できるよう努める。
- 3 利用者が心地よく入浴できるよう環境を整える。
- 4 運営基準に基づき事業所の運営規程に定められた利用定員を遵守するとともに、人員基準に定められた職種、員数の職員を配置する。

第 17 条 通所介護 認知症ケアサービスの提供

- 1 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員、認知症介護実践者研修終了者等が共同して、利用者ごとに認知症状の進行緩和を目標として設定した通所介護計画を作成する。
- 2 利用者ごとの通所介護計画に従い、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓

練指導員、認知症介護実践者研修修了者が認知症ケアサービスを行うとともに、その心身状況の変化について定期的に評価する。

- 3 通所介護の全利用回数に対して認知症自立度Ⅲa以上の利用者の利用回数が20%以上であり、認知症生活自立度Ⅲa以上の対象者について当該加算を算定する。
- 4 当該加算の算定にかかる人員配置基準に定められた職種、員数の職員を配置するとともに、事業所の運営規程に定められた利用定員を遵守する。

第18条 第1号通所事業 口腔機能向上サービスの提供

- 1 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成する
- 2 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録する
- 3 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価する
- 4 運営基準に基づき事業所の運営規程に定められた利用定員を遵守するとともに、人員基準に定められた職種、員数の職員を配置する

第19条 第1号通所事業 生活機能向上グループ活動の提供

- 1 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員、その他指定介護予防通所介護事業所の介護予防通所介護従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した介護予防通所介護計画を作成する。
- 2 介護予防通所介護計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスを適切に提供する。
- 3 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行う。
- 4 同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算を算定しない。

第20条 通所介護・第1号通所事業 サービス提供体制加算Ⅱ

- 1 以下の要件を満たしている事で、サービスの質が一定以上に保たれていると評価するサービス提供体制加算Ⅱを算定する。

- 2 通所介護を利用者に直接提供する介護職員のうち、勤続3年以上の者が30%以上である。
- 3 運営基準に基づき事業所の運営規程に定められた利用定員を遵守するとともに、人員基準に定められた職種、員数の職員を配置する

第21条 通所介護・第1号通所事業 処遇改善加算Ⅰ

- 1 通所介護サービスの質の向上を目的として職員の待遇改善、研修等による資質向上、職員の定着を目的として処遇改善加算（総報酬単位の5.9%）を算定する。

第22条 通所介護・第1号通所事業 特別処遇改善加算Ⅱ

- 1 通所介護サービスの質の向上を目的として職員の待遇改善、研修等による資質向上、職員の定着を目的として処遇改善加算（総報酬単位の1.0%）を算定する。

第23条 通所介護・第1号通所事業 介護職員等ベースアップ等支援加算

- 1 通所介護サービスの質の向上を目的として職員の待遇改善、研修等による資質向上、職員の定着を目的として介護職員等ベースアップ等支援加算（総報酬単位の1.1%）を算定する。

第24条 虐待防止委員会は（介護予防）通所介護利用者の権利と尊厳が守られ、一人一人を大切にするという法人理念を実現することを指針とする。指針の実現のために利用者とそのご家族が安心してサービスを利用する事が出来ていることを検証し、改善提案を行う。併せて職員も安心してサービス提供ができること目指す。

虐待防止委員会では研修を年間2回実施し、職員の資質向上を図る。

担当職員は向井（所長）、善治（生活相談員）、長谷川（地域活動CO）、宮本（生活支援CO）、小高（介護支援専門員）とする。

第25条 自然災害発生時の業務継続計画の策定

業務継続計画を策定し計画に基づき年1回以上の訓練を行う。

業務継続計画は年度ごとに見直しを行う。

業務継続計画は自然災害が発生した時の安全確保のための事前準備と発災後の安全確保、安否確認、職員の参集、事業再開の計画を定めるものとする。

第26条 感染症に関する業務継続計画の策定

業務継続計画を策定し計画に基づき年1回以上の訓練を行う。

業務継続計画は年度ごとに見直しを行う。

業務継続計画は感染症蔓延防止のための対策を定める。

業務継続計画は感染症の流行状況に合わせた対策を定める。

業務継続計画は施設内で感染症が発生した時の対応と施設内感染がおこったときの対策と感染者の対応を定め、保健所等の指示に従い事業の休止等の

措置を行う。

業務継続計画は事業休止後に感染症蔓延防止策を改善すること、情報公表、改善策の実施により早期の事業再開を目指すこととする。

付則

この規定は、平成12年4月1日から施行する。
この規定は、平成13年5月16日から施行する。
この規定は、平成13年11月1日から施行する。
この規定は、平成14年7月1日から施行する。
この規定は、平成15年4月1日から施行する。
この規定は、平成15年7月1日から施行する。
この規定は、平成17年4月1日から施行する。
この規定は、平成17年10月1日から施行する。
この規定は、平成18年10月1日から施行する。
この規定は、平成19年4月1日から施行する。
この規定は、平成20年4月1日より施行する。
この規定は、平成21年4月1日より施行する。
この規定は、平成22年4月1日より施行する。
この規定は、平成22年5月11日より施行する。
この規定は、平成23年1月4日より施行する。
この規定は、平成24年4月1日より施行する。
この規定は、平成25年9月1日より施行する。
この規定は、平成26年1月1日より施行する。
この規定は、平成29年11月1日より施行する。
この規定は、平成30年1月1日より施行する。
この規定は、平成30年4月1日より施行する。
この規定は、平成30年7月18日より施行する。
この規定は、令和1年10月1日より施行する。
この規定は、令和2年4月1日より施行する。
この規定は、令和4年4月1日より施行する。
この規定は、令和4年10月1日より施行する。
この規定は、令和5年1月1日より施行する。
この規定は、令和5年8月23日より施行する。
この規定は、令和6年4月1日より施行する。
この規定は、令和7年8月1日より施行する。